高齢者配食サービスＱ＆Ａ

（令和5年12月1日更新）

問１　高齢者配食サービス利用決定通知書に記載された配食スケジュール以外の曜日や時間帯に、配食サービスを利用することはできるか。

Ａ１　市の補助対象となる配食は、利用決定通知書に記載された内容のみとなります。決定通知に記載がない曜日や時間帯に追加で配食を行う場合、その部分について配食サービスの適用はありません。

　　　現在決定している配食スケジュール以外に配食の必要性がある場合は、事前に利用変更申請を行ってください。

　　　なお、配食サービスの適用がない状態で配食を受けた場合には、朝食１食につき４００円、昼食及び夕食１食につき７００円の自己負担額が発生します。

問２　現在、要介護等認定の新規申請中であり、要支援・要介護状態に該当する見込みである。この場合、配食サービスを利用することはできるか。

Ａ２　配食サービスの対象者は「介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）、要支援者、要介護者」です。したがって、これらに該当していない方で、要介護等認定の新規申請中の方は、認定結果が判明するまでは対象者とならないため、配食サービスを利用することはできません。

問３　事業対象者が要介護等認定の申請をした場合、認定結果が判明するまでの期間も配食サービスを利用することができるか。

Ａ３　事業対象者は、要介護等認定申請中も配食サービスを利用することができます。なお、認定結果が非該当（自立）と判定された場合、介護認定審査会における判定日以降は配食サービスの適用はありません。

問４　配食サービスの利用申請が必要かどうかについて、どのように判断するべきか。

Ａ４　配食サービスは、アセスメントの結果に基づき「低栄養の予防・改善」か「見守り（安否確認）」のどちらかもしくは両方の必要がある場合に申請するものです。

そのため、「低栄養の予防改善や見守りの必要はないが、本人や家族が希望しているため」や「価格が安価であるため」、「本人や家族の調理や買い物の手間が省けるため」、「家族が食事を準備することが大変なため」等の理由でサービスの利用申請をすることはできません。

問５　低栄養の予防改善が必要な状況とは、どういう状況か。

Ａ５　低栄養の予防改善が必要な状況は、対象者が以下の基準に該当する又は該当する可能性がある状況等を想定しています。

（１）基本チェックリストの問１１、１２の基準

・６ヶ月間で２～３kg以上の体重減少があったかどうか。

・BMIが１８．５未満に該当しているかどうか。

（２）厚生労働省作成「介護予防マニュアル資料４－２」の基準

　　　　　資料掲載URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/tp0501-1.html>

問６　見守り（安否確認）が必要な状況とは、どういう状況か。

Ａ６　見守り（安否確認）が必要な状況は、対象者が以下の（１）に該当し、（２）に該当していない状況等を想定しています。

　　　（１）見守り（安否確認）が必要な状況

　　　　　ほぼ毎日、半日以上一人でいる時間帯があり、次に該当すること

　　　　　・急変の恐れがある疾患がある

　　　　　・認知症状があり、日常生活に支障がある

　　　（２） 見守り（安否確認）が必要でない状況

　　　　　・配食の時間に家族等がいる

　　　　　・自分で外出できている

　　・他のサービスで代替できる

問７　利用申請書の提出後、すぐに配食サービスを開始したいが、市の利用決定通知が届くまでの間に配食サービスを利用できるか。

Ａ７　市は利用申請書を受理した後、申請内容の審査を行います。審査の結果、適正な申請は開始希望日より配食サービスの利用が可能となります。しかし、申請の内容が適正でない等の場合、申請の却下を行うことがあります。却下となった場合、配食サービスの適用はありませんので、利用申請書受理日と配食開始希望日の日数が短い申請についてはご注意ください。

問８　配食は利用者本人が受け取らなければいけないか。

Ａ８　配食サービスは、配食事業者がお弁当を本人に手渡し、見守り（安否確認）をするものです。そのため、お弁当は本人への手渡しが原則となります。

　　　ただし、緊急的又は予定されない事態により本人が直接受け取れない場合には、その限りではありません。その際においても、利用者と配食事業者と居宅介護支援専門員間で連絡調整し、利用者の安否は必ず確認していただきますようお願いいたします。

なお、あらかじめサービス担当者会議等において緊急連絡先を共有しておくなど、配食時に利用者が自宅にいない場合の対応も事前に定めていただきますようお願いいたします。

問９　要介護者が配食サービスのみを居宅サービス計画に位置づけて利用することは可能か。

Ａ９　原則として、要介護者が配食サービスのみを利用する場合には、介護認定有効期間終了後又は要介護認定の取消しをした後に、介護予防・生活支援サービス事業対象者となる手続きを行い、ケアマネジメントＣにより介護予防サービス計画（私の介護予防プラン）に配食サービスを位置づけて利用します。

ただし、今後居宅サービス等の利用が見込まれる場合等については、要介護者が配食サービスのみを居宅サービス計画に位置づけて利用することは可能ですが、その場合において居宅サービス計画費を請求することはできません。

問１０　配食サービスを利用するにあたり、サービス担当者会議は必要か。

Ａ１０　配食サービスを利用するにあたり、サービス担当者会議は必要です。サービス担当者会議の実施については、居宅サービスや介護予防サービス等を利用する場合と同様です。ただし、介護予防ケアマネジメントＣにより配食サービスのみを利用する場合には不要です。

問１１　入院中だが、利用申請できるか。

Ａ１１　退院日が決まっていて、申請してから利用するまでの間に本人の状態に大きな変化が見込まれなければ申請可能です。ただし、申請の内容が適正でない等の場合、申請の却下を行うことがあります。却下となった場合、配食サービスの適用はありませんので、利用申請書受理日と配食開始希望日の日数が短い申請についてはご注意ください。

問１２　同日に他のサービス利用（デイサービスやヘルパーなど）がある。この場合、配食サービスを利用することはできるか。

Ａ１２　以下の場合は原則利用できません。

（１）見守り（安否確認）を目的として配食を利用する場合

・配達時間中および前後に他のサービスを利用しており、安否確認ができている。

（２）低栄養の予防・改善を目的として配食を利用する場合

　　　　　・他のサービスで代替できる（デイサービスの弁当持ち帰り、ヘルパーの調理など）。

問１３　小規模多機能型居宅介護を利用している場合、配食サービスを利用することはできるか。

Ａ１３　『小規模多機能型居宅介護』は「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、在宅での生活が継続できるよう包括的に支援するものです。そのため、それらのサービスで代替できる状況ですので、原則配食サービスの対象外となります。

問１４　定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合、配食サービスを利用することはできるか。

Ａ１４　『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』は日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的・密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うものです。そのため、それらのサービスで代替できる状況ですので、原則配食サービスの対象外となります。